

お問合せ

長野県 新型コロナウイルスお困りごと相談センター **026-235-7077**

※ 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日除く）

経営・事業に関する相談窓口 ※ 相談受付時間は、窓口ごとに異なりますのでご注意ください。

長野県

窓口	住所	電話
産業立地・経営支援課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2	026-235-7200
労働雇用課		026-235-7201

産業・雇用 総合サポートセンター

佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部65-1	0267-63-3157
上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7140
諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川一丁目1644番10号	0266-53-6000
上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6829
南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町二丁目678番	0265-53-0431
木曾地域振興局 商工観光課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602 大町市大字大町1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9527
北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田955	0269-23-0219

産業・雇用 総合サポートセンター（雇用調整助成金に関する申請サポート）

東信労政事務所	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7144
南信労政事務所	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6833
中信労政事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1936
北信労政事務所	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9532

公益財団法人 長野県中小企業振興センター

長野県よろず支援拠点	〒380-0928 長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 3F	026-227-5875
マーケティング支援センター		026-227-5013
下請かけこみ寺		0120-418-618

株式会社 日本政策金融公庫

長野支店 国民生活事業	〒380-0816 長野市三輪田町1291番	026-233-2141
松本支店 中小企業事業	〒390-0811 松本市中央一丁目4番20号 日本生命松本駅前ビル	0263-33-0300
松本支店 国民生活事業		0263-33-7070
伊那支店 国民生活事業	〒396-0025 伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
小諸支店 国民生活事業	〒384-0025 小諸市相生町三丁目3番12号 小諸商工会議所会館	0267-22-2591

株式会社 商工組合中央金庫

長野支店	〒380-0814 長野市大字鶴賀1483番11	026-234-0145
松本支店	〒390-0811 松本市中央二丁目1番27号	0263-35-6211
諏訪支店	〒392-0026 諏訪市大手一丁目14番6号	0266-52-6600

保証協会

長野県信用保証協会	〒380-0838 長野市大字南長野県町596の5	026-234-7680
-----------	---------------------------	--------------

団体中央会

長野県中小企業団体中央会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131の10	026-228-1171
--------------	-----------------------------	--------------

商工会

長野県商工会連合会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131番10	026-228-2131
-----------	-----------------------------	--------------

最寄りの市町村、商工会議所、商工会



新型コロナウイルス感染症で
影響を受けている

長野県の 中小企業者の みなさまへ

お困りの方は、まずご相談を！

長野県よろず支援拠点（TEL：026-227-5875）

産業・雇用 総合サポートセンターへ
（長野県地域振興局：連絡先は裏面参照）

新型コロナウイルス感染症に伴う中小企業者向けポータルサイト

長野県 コロナ 中小企業者



<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/corona.html>

長野県産業労働部（2021年1月15日現在）

目的	支援別	事業名	内容	お問合せ
融資を受けたい	融 資	日本政策金融公庫による 新型コロナウイルス感染症特別貸付	【無利子融資】 融資限度額（別枠）：中小事業 6 億円／国民事業 8,000 万円 金利：当初 3 年間 基準金利▲0.9%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は 当初 3 年間利子補給を実施（上限額有）	日本政策金融公庫 Tel： 0120-154-505
		商工中金による危機対応融資	【無利子融資】 融資限度額：6 億円 金利：3 年間基準金利▲0.9%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は 当初 3 年間利子補給を実施（上限額有）	商工組合中央金庫 Tel： 0120-542-711
		長野県中小企業融資制度資金	【無利子融資】 融資限度額：4,000 万円（設備資金と運転資金の合計） 金利：年 1.3% 又は年 1.6%（据置期間 5 年以内） ※要件を満たした場合は 当初 3 年間利子補給を実施 【低金利融資】 融資限度額：（設備）6,000 万円／（運転）8,000 万円 金利：年 0.8% （据置期間 2 年以内）	県内金融機関 ● 県 産業労働部 Tel： 026-235-7200
返済猶予を受けたい		新型コロナ特例リスケジュール	再生計画策定支援 既存の借入に 最大 1 年間の返済猶予	● 県 中小企業再生支援協議会 Tel： 026-227-6235
家賃負担を軽減したい	給 付 金 ・ 助 成 金 ・ 補 助 金	家賃支援給付金（締切 2 月 15 日）	給付額：法人 最大 600 万円 ／個人事業主 最大 300 万円 以内	家賃支援給付金コールセンター Tel： 0120-653-930
持続化給付金を受けたい		持続化給付金（締切 2 月 15 日）	給付額：法人 200 万円 以内／個人事業主 100 万円 以内 ※フリーランス（受託契約による業務請負者）を含む	持続化給付金事業コールセンター 2020 年 9 月 1 日以降に申請した方 Tel： 0120-279-292 Tel： 03-6832-6631 2020 年 8 月 31 日以前に申請した方 Tel： 0120-115-570 Tel： 03-6831-0613
従業員に休業手当等を支払いたい		雇用調整助成金	休業手当×助成率：中小企業 4/5 (10/10) 、大企業 2/3 (3/4) ※括弧内は解雇等を行わない場合。上限 15,000 円/人・日	長野労働局 Tel： 026-226-0866
学校の休業で従業員が休業した場合		小学校休業等対応助成金	給付額：賃金相当額 上限 8,330 円/人・日 ※令和 2 年 4 月 1 日以降の休暇取得については、上限を 15,000 円に引上げ。	学校等休業助成金・支援金 相談コールセンター Tel： 0120-60-3999
学校の休業で個人事業主等が休業した場合		小学校休業等対応支援金	給付額： 4,100 円/日 （定額） ※令和 2 年 4 月 1 日以降の休暇取得については、上限を 7,500 円に引上げ。	
感染防止対策の設備等を導入したい （アクリル板、体温計等）		市町村の新型コロナウイルス対策支援	市町村での支援事業※（詳細は最寄りの市町村にお問合せください） ※ 市町村によっては、支援事業が無い場合があります	最寄りの 市町村 県 産業・雇用総合サポートセンター
新製品・サービス開発等の投資をしたい		ものづくり・商業・サービス補助金（通常枠）	補助上限額： 1,000 万円 補助率：中小 1/2 、小規模 2/3	ものづくり補助金事務局 Tel： 050-8880-4053
販路開拓をしたい （事業再開枠ではアクリル板等、感染防止対策費も対象）		持続化補助金（一般型）	補助上限額： 50 万円 補助率： 2/3 （一般型） 「事業再開枠」補助上限：50 万円、補助率：定額（10/10） 「追加対策枠」補助上限：50 万円、補助率：2/3 または定額（10/10）	最寄りの商工会議所・商工会
ITツールを導入(テレワーク等)したい	IT導入補助金	補助額： 30 万円～450 万円 補助率：類型 A 2/3 、類型 B 3/4 （特別枠）	サービスデザイン推進協議会 Tel： 0570-666-424	
納税を猶予してほしい	税 ・ 保 険 料 猶 予	納税猶予＜証紙徴収を除く 全税目 ＞ 欠損金繰戻しによる還付＜ 法人税 ＞ 中小企業等事業用資産に係る軽減＜ 固定資産税・都市計画税 ＞ 中小企業等生産性革命に向けた設備等＜ 固定資産税 ＞ 中小企業等テレワーク設備等＜ 法人税・所得税 ＞ 自動車税環境性能割の軽減延長＜ 自動車税・軽自動車税 ＞ 消費税の課税事業者選択適用＜ 消費税 ＞ 特別貸付に係る非課税措置＜ 印紙税 ＞		最寄りの 税務署 県税事務所 市町村
社会保険料が支払えない		厚生年金保険料等の納付猶予	事業休止や著しい損失が生じた場合、 1 年間納付猶予	各年金事務所